お知らせ

空き家・空き地に関するお知らせ

# 柴田町からのお願い

「空き家・空き地」は個人の財産です。このため所有者等が適正に管理することが原則です。所有する建物や土地内の樹木などが周辺の方々の迷惑になることのないよう、適正管理をお願いします。また、長期間不在となる場合には、近隣の方や行政区（区長・班長さん等）に連絡先を伝えておくなどの配慮が大切です。

**日頃から、町内の方々と連携を保ち、ご家族やご親戚の連絡先などを周知していただくことで、空き家となったときも周辺の皆様に迷惑がかからないよう連絡がとれ、適正な管理ができるものと思います。**


柴田町 町民環境課 では、空き家・空き地に関する対策を進めています。

連絡先 0224-55-2113 FAX 0224-55-3793


※柴田町では庁内で情報を共有し、現地調査のうえ、個別に所有者等に対して適正な管理をお願いしています。



# あなたの空き家は大丈夫ですか？
# 空き家には管理が不可欠です



## 今すぐご確認を！ 空き家の管理チェック項目 ☑

- ☐ **建物全体**
  傾いていないですか？
- ☐ **外装材・窓**
  剥落や破損はありませんか？
- ☐ **屋内**
  雨漏り、アスベストの露出はありませんか？
- ☐ **排水設備**
  破損や封水切れはありませんか？
- ☐ **屋根ふき材**
  剥落や破損、変形はありませんか？
- ☐ **立木**
  幹の腐朽、枝のはみ出しはありませんか？
- ☐ **動物**
  動物が棲みついていませんか？
- ☐ **門・塀・擁壁**
  破損や雨水侵入、ひび割れはありませんか？
- ☐ **敷地**
  ごみの散乱はありませんか？



※「空き家管理チェックリスト」, 国土交通省, https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001720159.pdf を加工して作成

空き家には定期的な管理がとても重要です。
**遠方にお住まいで管理が難しい方**や、ご自身での管理に自信がない方は、空き家管理業者の利用を検討しましょう。

こちらも合わせてご確認ください

## 2024年4月から相続登記の義務化が始まりました

**相続登記とは、不動産の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。**

**相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。**

**2026年4月から住所・氏名の変更登記が義務化されました。**

**住所、氏名、名称の変更の日から2年以内に変更の登記をしないと、5万円以下の過料が科される可能性があります。**

土地や建物の所有者（登記名義人）や所有者の住所等を変更する場合は、法務局や司法書士へご相談をお願いします。

※このチラシは全ての固定資産税納税通知書に同封しております。

ご案内

## 空き家のマッチングシステム「空き家バンク」

**空き家に関するこんなお悩みありませんか？**

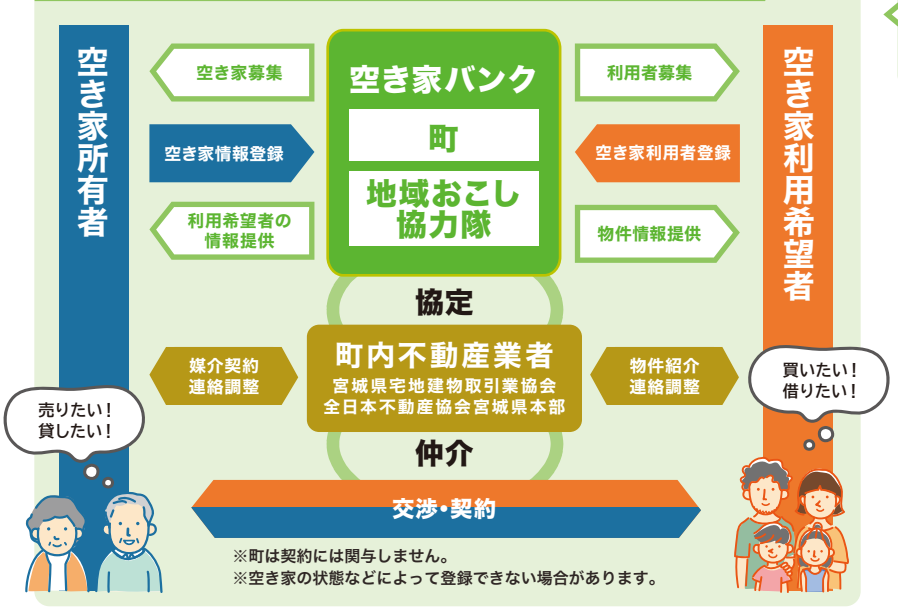
- 空き家の処分を検討している
- 遠方なので、管理が大変…
- 売りたいけど買い手がいないのでは…
- 空き家に置いてある物の処分に困っている…
- 今後使うかもしれないけど、貸してもいいかな？
- 使う予定がないけど、どうしたらいいの？　など




# その空き家、空き家バンクに登録しませんか？

**柴田町では、空き家の売却や賃貸を促進するため空き家バンク制度を設けています。**

### 柴田町空き家バンクのしくみ




※町は契約には関与しません。
※空き家の状態などによって登録できない場合があります。

**登録は無料です。**
登録後は、宅建業者の仲介による交渉・契約となります。

詳細はこちら

まちづくり政策課では、空き家バンクの登録だけでなく、空き家に関する様々な相談に地域おこし協力隊（空き家コーディネーター）と町職員が相談に乗っています。まずはお気軽にご相談ください。


**柴田町 まちづくり政策課 まちづくり推進班**
TEL:0224-54-2111
Mail:plan@town.shibata.miyagi.jp

**柴田町地域おこし協力隊（林）**
TEL:070-8404-9814
Mail:shibata_base@outlook.jp


---

**柴田町 × 株式会社ジチタイアド**
**官民連携の空き家相談窓口**

# 専門アドバイザーが解決まで伴走します！

どんなお悩みも多彩な手段で解決へ

- 遠方に住んでいて**管理**できていない
- 売れない空き家・空き地を**手放し**たい
- 使う予定がなく**解体**したい
- 何をすればいいか**分からない**

当社は**全国90以上の自治体と連携し**（2025年9月末時点）、**空き家・空き地問題解決に向けた総合相談に対応**しております。空き家を相続したがどうすればいいのか分からない方、売却が難しい空き家を手放したい方など、お困りごとがあればぜひ**「アキソル」**へご連絡ください。**ご相談は無料です。**

Webからのご相談はこちらへ

空き家・空き地の総合相談窓口
アキソル

**無料相談**
0120-772-135
受付時間：平日 9時～18時


株式会社ジチタイアド
空き家相談窓口アキソル
所在地：福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル7F